

清川村借上型村営住宅制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間活力を導入し地域活性化や地域コミュニティの向上を図るため、事業者が建設した住宅を、清川村（以下「村」という。）が村営住宅として借り上げ、転貸するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)借上型村営住宅

村が村営住宅として借り上げ、転貸するための住宅及びその附帯施設

(2)事業者

自らが所有する土地に借上型村営住宅を建設し、当該物件を村に貸し付ける事業者

(3)承認事業者

第4条第2項の規定に基づき、借上型村営住宅の事業に関する計画（以下「事業計画」という。）の承認を受けた事業者

(事業者の募集)

第3条 事業者の募集は、原則として公募により行う。

(事業計画の申請及び承認)

第4条 前条の規定に基づく募集に応募しようとする者（以下「申請者」という。）は、事業計画を作成し、村長に申請するものとする。

2 村長は、前項の事業計画の申請があった場合、当該申請に係る事業計画が次条に定める承認の基準に適合し、かつ、村が村営住宅として借り上げ、転貸するために適当な住宅であると認めるときは、事業計画の承認をすることができる。

3 村長は、前項の承認に当たっては、別に組織する清川村借上型村営住宅選定委員会に事業計画を審査させるものとする。

4 承認事業者が承認を受けた事業計画の変更を行おうとする場合は、前3項の規定を準用する。

(承認の基準)

第5条 承認事業者が建設する借上型村営住宅は、当該事業を確実に遂行するために適切なものであることのほか、別に定める「清川村借上型村営住宅整備基準」に適合するものでなければならない。

(事業計画の承認)

第6条 村長は、事業計画の承認をしたときは、その旨を申請者に通知しなければならない。なお、不承認とするものにあつては、その理由を付し通知しなければならない。

(協定の締結)

第7条 村長は、前条の規定による事業計画の承認通知後速やかに、承認事業者と当該

事業計画に係る住宅建設を確実に履行することや借上型村営住宅として賃貸借契約することの約定その他必要な事項を内容とする協定を締結するものとする。

(報告及び調査等)

第8条 村長は、承認事業者に対し、借上型村営住宅の建設に係る設計、工事及び諸手続き等について報告を求めるとともに、当該職員を派遣して調査をさせることができるものとする。

2 承認事業者は、工事完成後、速やかに村長に報告し、完成検査を受けなければならない。

(借上げ賃貸借契約の締結)

第9条 村長は、前条第2項により完成検査が終了した場合、速やかに承認事業者と15年を契約期間とする賃貸借契約を締結するものとする。

(借上型村営住宅の用途の終了)

第10条 前条に規定する賃貸借契約を締結した借上型村営住宅は、当該賃貸借契約の借上期間を経過した時点において、その用途が終了するものとする。

(実施の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。